

①提案主体の氏名又は団体名(必須)	③提案名(必須)	④事業の実施場所(任意)	⑤具体的な事業の実施内容(必須)	⑥「⑤」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果(必須)	⑦「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容(必須)	⑧「⑦」の規制等の根拠法令等(必須)	⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容(必須)
長野県	世界に開かれた「人づくり」拠点～クリエイティブ・フロンティア構想～	長野県	<p>[取組1]高度人材・海外人材の育成・活用 ①小学校英語における特別非常勤講師制度の教授可能領域の拡大 ・平成32年度からの小学校における「外国語」の教科化に向けて、英語教育の質の向上を図る。 ・これに当たり、専門性の高い地域人材の積極的な登用を進めるため、特別非常勤講師制度を柔軟化する。</p> <p>②職業能力開発短期大学校からの大学への編入学 ・成長期待分野をはじめ、ものづくり分野で県内企業が産業競争力を維持・発展させていくため、地域の産業を担う人材の確保・育成を担う長野県工科短期大学の魅力を高める。 ・これに当たり、職業能力開発短期大学校の専門課程を修了後、高度な知識、技能の習得を目指す意欲ある学生が大学へ編入学できるようにする。</p> <p>③在留資格「医療」への変更許可申請に係る審査手続きの見直し ・看護系の大学等へ留学生として来日、来県した外国人が、卒業し資格取得後、県内においてその能力を活かして活躍できる環境の整備を推進する。 ・これに当たり、在留資格の変更の審査には申請後一定の時間を要するところ、看護師国家試験の合格発表は3月下旬であり、結果を待ってからの申請では、他の日本人看護師と同様に4月1日から就労を開始できないため、在留資格の変更が円滑に行われるようにする。</p> <p>④旅館・ホテル等における技能実習受入の拡大 ・本県において旅館・ホテル等で技能実習を行う外国人が、自国の発展を支える人材として活躍できるよう、日本のきめ細やかで高水準なサービスを身に着けた世界に通じるホテル従業員を育成する。 ・これに当たり、接客、案内、調理補助、配膳等の業務は技能実習1号のみが認められているところ。これら多岐にわたる業務は1年以内の実習期間では技術習得・向上が難しいため、客室清掃やベッドメイキング作業などの「ビルクリーニング作業」と同等程度に扱われるようにする。</p> <p>[取組2]近未来技術の導入促進 ⑤気象測定検定に合格していない測器による測定結果の公表容認 ・企業・大学等が近未来技術の実証実験をしやすい環境を整備することにより、新たな製品の開発やビジネスの創出を促進する。 ・これに当たり、気象測定検定に合格していない測器等の使用を柔軟に認め、収集した気象に関する各種情報(温度・気圧・湿度・風速・日射・雨量等)を他者へ提供できるようにする。</p> <p>⑥技適マークがない無線通信モジュールの例外使用許可 ・最新技術の積極的な活用や、機器・技術の選定の幅の拡大等により、開発者の創意工夫が促進され、これまでにない製品の開発につながることを期待される。 ・これに当たり、技術基準適合認証(技適マーク)や登録外国適合性評価機関による認証がない無線通信モジュール等を使用する機器等の使用を柔軟に認め、海外等の最新技術をいち早く活用した製品の研究、実証実験ができるようにする。</p>	<p>・次期学習指導要領に則した質の高い外国語教育を生徒が受けることができる。 ・多忙化が問題視されている小学校教員の負担が軽減される。</p> <p>・意欲ある学生の進路選択の幅を広げることにより、高度な技術者の養成が期待される。 ・大学等教育機関等のネットワーク化が推進され、県内産業界の求める人材を効率的、効果的に育成できる体制が構築される。</p> <p>・新年度となる4月1日から医療機関の勤務体制が確保される。 ・4月1日から日本人看護師と同等の労働条件で働けることにより外国人看護師のモチベーションが向上する。</p> <p>・技能実習生が帰国後に自国の観光産業を支える人材として活躍することにより日本の国際貢献が果たされる。 ・日本のきめ細やかで高水準のサービスと技術の世界発信につながる。</p> <p>・大量の測器を用いる場合に、気象測定検定に合格した測器等を購入する費用又は検定を取得するための手続きや費用が削減され、データを収集が容易となり、研究開発が促進される。 ・最新技術の積極的な活用や、機器・技術の選定の幅の拡大等により、開発者の創意工夫が促進され、これまでにない製品の開発につながることを期待される。 ・将来的には、例えば、ビッグデータやAI等との組み合わせにより、気象条件が与える観光客の動向への影響を分析して観光ルート作成に役立てたり、農産物の生育への影響を分析して適切な農法や収穫時期の検討に役立てる等、新たなビジネスの展開につながることを期待される。</p> <p>・最新技術の積極的な活用や、機器・技術の選定の幅の拡大等により、開発者の創意工夫が促進され、これまでにない製品の開発につながることを期待される。 ・海外の最新技術を用いて設計や実証実験が可能となることにより、国内市場のみならず海外市場への展開を視野にした製品の輩出に繋がる。</p>	<p>特別非常勤講師の教授可能範囲については、教科領域の一部に限られている。</p> <p>職業能力開発短期大学校から大学への編入学は、学校教育法第124条に規定される「他の法律に特別の規定があるもの」に当たり、認められていない。</p> <p>在留資格「留学」及び「特定活動(就職活動)」から「医療」への変更許可申請には、日本の看護師の資格を有することを証明する文書(免状又は証明書等)の写しが必要となる。</p> <p>技能実習2号への在留資格の変更は、旅館・ホテル等の場合、客室清掃やベッドメイキング作業などの「ビルクリーニング作業」に限られている。</p> <p>気象観測を行って他者にその情報を提供する場合、気象観測施設設置の届出とともに、検定に合格した測定機器の使用、又は自社で開発した機器を検定に合格させる必要がある。</p> <p>電波を発する機器を屋外で使用する場合は、原則免許の取得が必要となる ・この際、技適マーク又は登録外国適合性評価機関による認証があれば、免許審査手続きの一部を省略や届出または免許の不要化等の措置がある。</p>	<p>教育職員免許法第3条の2—1号</p> <p>学校教育法第124条(他類型の学校から大学への編入については、第108条第7項、第124条、第132条等)</p> <p>出入国管理及び認定法第20条 同施行規則第20条第2項、別表第3</p> <p>出入国管理及び難民認定法施行規則第3条、技能実習制度推進事業等運営基本方針Ⅱ1の特例</p> <p>気象業務法第6条</p> <p>電波法第4条</p>	<p>特別非常勤講師の教授可能範囲について、小学校の教科「外国語(英語等)」については、教科領域の一部ではなく全領域を教授可能とする。</p> <p>学校教育法第124条に規定される「他の法律に特別の規定があるもの」の特例として、職業能力開発短期大学校から大学への編入学を可能にする。</p> <p>あらかじめ看護師試験等の受験票を添付して、免許以外の必要事項の審査を先行して実施し、その後、合格通知及び看護師免許申請書の写しを添付することにより、迅速に在留資格が付与されるようにする。</p> <p>旅館・ホテルの接客、案内、調理補助、配膳等の一連の業務を技能実習2号、3号に該当させる。その際、実習生の技能の習得・育成状況を受入企業が監理団体に提出すること等を技能評価制度に準じた措置として取扱うよう、在留期間更新の要件を緩和する。</p> <p>検定未済の測定機器により取得した情報であっても、その旨を注意書きしたうえで公開を可能にする。</p> <p>新製品の開発に向けて試作品開発を行う場合に限り、次のような条件を付して技適マークのない機器を例外的に使用できることとする。 ・使用する通信帯や出力方式等の最低限のチェック項目を満たすこと ・時間、場所を特定すること ・通信を阻害する恐れのある関係者への周知を徹底すること</p>
長野県 長野県農業協同組合中央会	海外からの農業人材受入に係る規制緩和	長野県内一円	<p>提案Ⅰ 野菜産地において実施されている耕種農業「畑作・野菜」の技能実習について、活動期間が4～11月頃に限定されるという特殊性を考慮し、実態に即した形態での受け入れを可能とする。</p> <p>(提案Ⅰ—1) 技能実習1号での技能習得活動期間が7ヶ月程度の短期間で、その後連続した期間における活動とならない場合であっても、技能実習2号での技能習熟活動を行えるよう、実習を行わない期間の一時帰国と再入国を認める。</p> <p>提案Ⅱ 野菜産地において実施されている耕種農業「畑作・野菜」の技能実習について、活動期間が4～11月頃に限定されるという特殊性を考慮し、実態に即した形態での受け入れを可能とする。</p> <p>(提案Ⅰ—2) 監理団体の適切な監視の下、複数の実習機関での実習を認める。</p> <p>提案Ⅲ 専門技能を有する外国人の農業就労について長野県内一円での解禁を認める。 ・受入体制としては、JA長野県農協地域開発機構を派遣事業者とし、JA長野県グループがこれを支援する体制を想定。 ・県としては、関係市町村及び関係機関と連携した指導体制を整備する。</p>	<p>○耕種農業「畑作・野菜」における技能実習は、栽培期間が限定された中、技能実習1号による技能習得活動で終了し、その後の技能実習2号による技能習熟活動につながらないため、栽培技術の修得に限界があることから、栽培技術の確実な修得が可能となることで、より高度な技能移転につながり、国際貢献として所期の目的が十分果たされる。</p> <p>(再掲) ○耕種農業「畑作・野菜」における技能実習は、栽培期間が限定された中、技能実習1号による技能習得活動で終了し、その後の技能実習2号による技能習熟活動につながらないため、栽培技術の修得に限界があることから、栽培技術の確実な修得が可能となることで、より高度な技能移転につながり、国際貢献として所期の目的が十分果たされる。</p> <p>○夏期の野菜類の全国シェア9割を占める長野県の産地を維持することで、マーケットの期待に応える安定供給が果たされる。</p> <p>○高齢化が進み、農業就業人口が減少している中、中核的担手の規模拡大とそれに応じた労働力が確保される。</p> <p>○長野県は全国をリードする高原野菜のみならず、りんごやぶどう等の果樹、施設花き、施設きのこなど、多様で高い技術力を有した農業生産が行われており、外国人材が望む多様な技術習得に幅広いパッケージで対応することができる。</p>	<p>技能実習2号への在留資格の変更は、技能実習1号の在留資格をもった外国人が連続して在留していることが前提とされている。(一時帰国・再入国の可否は入国管理の際に個別に判断される)</p> <p>技能実習2号の在留期間の更新は本邦に在留する外国人でなければならない。</p> <p>技能実習1号での活動期間が9か月以下の場合、技能実習2号での活動期間は概ね技能実習1号の1.5倍以内とされているため、技能実習2号での実習期間は11か月程度しか認められず、当県が想定する技能実習2号活動期間(14ヶ月)に不足する。</p> <p>実習実施機関は、技能実習1号、2号を通じて一つの機関であることが前提とされている。(実習実施機関を変更する場合は、実習生の責によらないやむを得ないケースにのみ許可)</p> <p>農業に係る在留資格の定めがないため、農作業に従事することを目的とした在留は認められていない。</p>	<p>出入国管理及び難民認定法第20条の2(在留資格の変更の特例)第1項第2号、第2項</p> <p>出入国管理及び難民認定法第21条(在留期間の更新)</p> <p>出入国管理及び難民認定法第20条の2第2項の基準を定める省令(変更基準省令)第3条第28号</p> <p>出入国管理及び難民認定法第20条の2第2項の基準を定める省令(変更基準省令)第3条第3号、第3条第4号</p> <p>出入国管理及び難民認定法第2条の2(在留資格及び在留期間)第2号</p>	<p>技能実習1号での在留資格をもっていた外国人が、在留資格の変更要件を満たしていれば、技能実習1号での活動を修了して一時帰国する期間が数ヶ月あった場合でも、技能実習2号への在留資格の変更を認める。</p> <p>予め技能実習計画に一時帰国を含む内容を位置づける等していれば、技能実習2号の期間更新に当たり、一時帰国と再入国を認める。</p> <p>従事しようとする技能実習の活動期間について、技能実習1号が9ヶ月以下の場合には技能実習2号の活動期間は技能実習1号の概ね1.5倍以内とする要件を外す。</p> <p>技能実習1号、2号ともに、複数の技能を習得しようとする場合には、一つの監理団体の責任のもと、総合的な実習実施計画に基づく複数の実習実施機関での実習を認める。</p> <p>一定程度の農業の実務経験や日本語能力を有する外国人が農作業に従事するための活動を、在留資格「特定活動」として認める。</p>